

生駒市防犯活動用品貸出要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民による自主的な防犯活動を普及させ、もって安全・安心なまちづくりの推進を図るため、生駒市内において自主的に防犯パトロール活動を実施する団体又は防犯カメラを設置運用している団体に対し、予算の範囲内において防犯活動用品を無償で貸し出すことに関し必要な事項を定めるものとする。

(貸出対象者)

第2条 防犯活動用品（次条第4号の電柱幕を除く。）の貸出対象者は、次の各号の要件をいずれも備える団体とする。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。

- (1) 原則として月に2回以上かつ将来にわたって継続して防犯パトロールを行う団体であること。
 - (2) 活動の目的が安全・安心なまちづくりに寄与するものであって、営利を目的としたものでないこと。
 - (3) 原則として構成員は10人以上で、かつ、その過半数が市内に在住し、在勤し、又は在学している者であること。
- 2 次条第4号の電柱幕の貸出対象者は、本市が定めた防犯カメラの設置及び管理運用に関するガイドラインに沿って防犯カメラを設置し運用している団体とする。

(貸出対象となる防犯活動用品)

第3条 貸出対象となる防犯活動用品は、次に掲げる用品とし、その貸出数は、市長が認める数量とする。ただし、電柱幕に関しては、同一年度内において同一団体に対し、5枚を上限として貸し出すこととする。

- (1) 腕章
- (2) 帽子
- (3) 合図灯
- (4) 電柱幕
- (5) その他市長が必要と認める防犯活動用品

(貸出申請)

第4条 防犯活動用品の貸出しを受けようとする団体は、防犯活動用品貸出申請書（様式第1号）により、市長に申請しなければならない。

(貸出決定等)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、防犯活動用品の貸出しを決定し、防犯活動用品貸出決定通知書（様式第2号）により申請をした者に通知しなければならない。

(防犯活動用品の用途の制限)

第6条 貸し出された防犯活動用品（第3条第4号の電柱幕を除く。）は、原則として、防

犯パトロール活動以外の目的に使用してはならない。

(貸出決定の取消し等)

第7条 市長は、防犯活動用品の貸出しを受けた団体（以下「活動用品貸出団体」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、貸出しの決定を取り消し、貸し出した防犯活動用品を返却させることができる。

- (1) 活動用品貸出団体が解散したとき。
- (2) 防犯パトロール活動が引き続き6月以上行われていないとき。ただし、第3条第4号の電柱幕の貸出団体を除く。
- (3) 虚偽又は不正な手段により申請がなされたことが判明したとき。
- (4) その他この要綱に違反したとき。

(活動報告)

第8条 市長は、特に必要があると認めるときは、活動用品貸出団体に対し、隨時その活動内容の報告又は活動計画書の提出を求めることができる。

(施行の細目)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

生駒市長

団体名

住所

代表者氏名

印

電話番号

防犯活動用品貸出申請書

生駒市防犯活動用品貸出要綱第4条の規定により、下記のとおり防犯活動用品の貸出しを申請します。

記

1 構成員数 人

2 貸出防犯活動用品及び数量

防犯活動用品	数量

3 防犯パトロール活動計画 (電柱幕の貸出しの場合は記入不要)

活動計画内容	実施場所(地域)	活動時間帯	活動人数

※ 防犯活動用品貸出名簿を添付してください。

様式第2号（第5条関係）

年 月 日

団体名

代表者

生駒市長

印

防犯活動用品貸出決定通知書

年　月　日付け防犯活動用品貸出申請について、生駒市防犯活動用品貸出要綱第5条の規定により、下記のとおり貸出しすることを決定したので通知します。

記

貸出防犯活動用品及び数量

参考様式（第8条関係）

年　　月　　日

生駒市長

団体名

住所

代表者氏名

印

電話番号

防犯活動報告書

生駒市防犯活動用品貸出要綱第8条の規定により、下記のとおり防犯活動状況を報告します。

記

1 構成員数 人

2 防犯パトロール活動状況

活動内容	実施場所(地域)	活動時間帯	活動人数